

令和8年 第2回

藤里町議会定例会会議録

〔令和8年6月9日 開会〕
〔令和8年6月12日 閉会〕

藤里町議会

令和8年6月9日（火曜日）

（第1日）

令和8年第2回藤里町議会定例会会議録

1. 令和8年6月9日午前10時00分第2回藤里町議会定例会が藤里町役場議場に招集された。

1. 本日の出席議員（10名）

1番 加藤 徳良	2番 土佐 正寛	3番 安保 正
4番 桐越 博樹	5番 伊藤 孝年	6番 門田 充
7番 淡路 孝也	8番 小森 久博	9番 小山 初美
10番 菊池 博悦		

1. 本日の欠席議員（なし）

1. 本日の会議に職務のため出席した者の職、氏名は次のとおりである。

議会事務局長 明石 雄吾	議会事務局職員 安保 裕美
--------------	---------------

1. 地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長 佐々木 文明	副町長 夏井 博文
教育長 金野 尚人	代表監査委員 齋藤 猛満
税務会計課長 小山 雅章	総務課長 淡路 博之
町民課長 細田 孝広	農林課長 佐々木 英樹
商工観光課長 齋藤 孝子	生活環境課長 村岡 徳一
教育委員会次長 小山 喜之	

1. 本会議の案件は次のとおりである。

報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）

報告第2号 株式会社藤里開発公社の経営状況について

承認第4号 専決処分した令和7年度藤里町一般会計補正予算（第14号）の承認を求めることについて

承認第5号 専決処分した令和7年度藤里町介護サービス特別会計補正予算（第2号）の承認を求めることについて

- 発議第 2 号 特別委員会の設置について
- 議案第54号 藤里町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第55号 藤里町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第56号 藤里町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第57号 藤里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第58号 藤里町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第59号 字の区域の変更について
- 議案第60号 町有財産の無償貸付けについて（旧藤里中学校校舎利活用事業）
- 議案第61号 財産の取得について（G I G Aスクールモデルタブレット端末等）
- 議案第62号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第63号 令和 8 年度藤里町一般会計補正予算（第 1 号） （大綱質問→委員会付託）
- 議案第64号 令和 8 年度藤里町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
（大綱質問→委員会付託）
- 議案第65号 令和 8 年度藤里町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
（大綱質問→委員会付託）
- 議案第66号 令和 8 年度藤里町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）
（大綱質問→委員会付託）
- 陳情書の審議 （委員会付託）

午前10時00分 開 会

○議長（加藤徳良） おはようございます。

定刻となりました。これより令和8年第2回藤里町定例議会を開会いたします。

本日の出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程につきましては、お手元に配付の日程表のとおり定めましたので、よろしくお願いたします。

○議長（加藤徳良） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員を会議規則第120条の規定により当席より指名いたします。

7番 淡路孝也さん、8番 小森久博さんを指名いたします。

○議長（加藤徳良） 日程第2 会期の決定についてお諮りいたします。

本定例会の会期及び日程につきましては、議会運営委員会にお願いしておりましたので、議会運営委員長より報告を求めます。議会運営委員長 10番 菊池博悦さん

○10番（菊池博悦） 会期の決定についてを申し上げます。

本定例会の議事日程につきましては、議会運営委員会の協議の経過と結果についてご報告いたします。

6月2日に議会運営委員会を開催し、会期等について協議いたしました。

本定例会に提案されております議案は、報告2件、承認2件、発議1件、条例制定等5件、単行議案3件、人事案件1件、補正予算4件の計18件でございます。

請願書は1件でございます。

一般質問は、4名の方より通告がありました。

以上のことから本定例会の会期は、本日6月9日より12日までの4日間と決定いたしました。

審議日程等につきましては、皆様のお手元に配付しておりますので詳細な説明は省略させていただきます。

以上、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○議長（加藤徳良） 本定例会の会期及び日程について、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤徳良) 異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日6月9日から12日までの4日間と決定いたします。

本定例会の日程表は、お手元に配付しておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(加藤徳良) 日程第3 諸般の報告を行います。

藤里町監査委員より、令和8年2月分、3月分、4月分の例月出納検査結果報告書及び令和7年度議会の請求に基づく監査結果についての報告についての回答要求が提出されておりますが、お手元に配付しておりますので朗読を省略させていただきます。

○議長(加藤徳良) 行政報告並びに提案理由の説明を行います。

町長から行政報告並びに提案理由の説明の申し出がありましたので、これを許可いたします。町長

○町長(佐々木文明) おはようございます。

本日は、定例会を招集いたしましたところ、皆様方には何かとご多用の中、ご出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

報告事項につきましては、お手元に配付してありますのでご覧いただきたいと思います。

私からは、議案の提案説明に先立ちまして、行政報告を述べさせていただきます。

はじめに、県道矢坂糠沢線整備促進期成同盟会の解散予定についてご報告いたします。

本期成同盟会は、世界自然遺産「白神山地」や世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の一部である「伊勢堂岱遺跡」など、観光資源ルートとして大館能代空港や日本海沿岸東北自動車道等と一体となった高速交通ネットワーク構築のため、早期全線開通を図るとともに、藤里町、北秋田市の産業経済の発展と住民福祉の向上に寄与するため、必要な事業及び運動を行うことを目的に平成8年に結成されたものであります。

これまで、当該路線の管理者である秋田県に対し、継続して要望活動を行うとともに、県道西目屋二ツ井線「荷上場バイパス」、秋田自動車道「二ツ井今泉道路」の早期完成についても要望してきたところではありますが、令和4年11月27日に荷上場バイパス、令和8年3月20日に二ツ井今泉道路が完成、開通したことにより、高速交通ネットワークが構築されたこと、当該路線の狭隘、急勾配箇所が解消されたことにより、本同盟会設立の目的が達成されたと判断したことから今年度の解散を決定予定としたところでございます。

なお、未開通部分である藤里町と北秋田市の境界付近の国有林内では地滑りが発生しており、対策には多くの時間と費用を要することから、今後の対策に注視していくとともに、当町の矢坂地内の狭隘部の除雪対応等については、町単独で引き続き要望してまいります。

その他道路の通行状況であります。県道西目屋二ツ井線の真名子第1ゲートは、5月19日に冬季閉鎖が解除となり、岳岱、駒ヶ岳黒石登山口への通行が可能となっておりますが、真名子第2ゲートから県境の釣瓶落トンネルまでは、落石等により通行止めとなっております、開通は未定と伺っております。また、小岳方面の粕毛林道は、樺岱林道との分岐点から先の大滝林道で災害復旧工事のため通行止めとなっておりますが、駒ヶ岳樺岱登山口へはアクセス可能となっております。

次に、「農林業関係について」であります。

今冬は、1月下旬の大雪により、河川への倒木、農業用施設の破損、農業用水路への倒木・土砂流入により、春作業への影響が懸念されましたが、関係各所のご協力を得ながら、迅速に復旧することができました。田植えそのものは、町内全域において、ほぼ完了しております。今後は、生育ステージごとに、天候等を考慮した適切な水管理により茎数の確保が図られるように、山本地域振興局農業振興普及課、JA営農センターと連携しながら、情報提供に努めてまいります。

今年度、藤里町の「米の生産の目安」は2,374 t、431.64haであります。営農計画を取りまとめた実績で、主食用米の作付は2,413 t、39 t 増、438.52haで6.88ha増であり、町の目安より増加する見込みであります。この数字は、令和7年産実績441haより3haほど減少しております。全国的に前年実績比で減少傾向にあるものの、令和8年6月末の民間在庫量は、2,210千tから2,340千tと見通されており、米の価格が安定する水準の最大値であります。2,000千tを超えとなります。このままで経過いたしますと、米価の下落が予想されておりました。政府としては、昨年放出された590千tの政府備蓄米を、今後数年かけて段階的に買い戻し、価格を安定させようとしており、今年度は最大150千tを予定しているようであります。

さらに別枠で、令和8年産米の備蓄としての買入れについて、210千t程度を予定しているようであります。こうした状況であることから、主食用米として作付けした水稻につきましても、一部が備蓄用に回る可能性もあります。

来年度に向けて、農水省で水田活用の直接支払交付金の見直しが進められております。現行の転作補助金を根本から見直し、単なる作付け支援から「作物ごとの生産性向上」を重視

する新制度へ転換する方針を固めたようであります。農業再生協議会を中心として、農業者、J A、関係団体と協議を進めながら、新施策へ対応するための取組を強化してまいります。

リンドウにつきましては、現在、標準的な生育状況であり、今年度、新たに株の改植を実施し、今後に向けて生産性の向上を図る予定であります。市場価格が最も高くなる時期に出荷のピークを合わせられるよう、部会、J Aと連携して取り組んでまいります。

次に、町営大野岱放牧場での緬羊の出生頭数であります。5月末日現在で125頭となっております。出荷につきましては、ラム、ホグット、マトンとも例年と同程度を計画しております。

6年目を迎える新規就農者の緬羊飼育事業については、導入した緬羊の生育並びに出生状況も順調であり、必要に応じて支援をしております。

町営大野岱放牧場は、草地の状況等を考慮し、5月11日の牧場開きといたしました。放牧頭数は80頭ほどになっておりますが、草地の状況を確認しつつ、放牧牧区の移動をしながら、放牧牛に事故のないように努めてまいります。

今年度の子牛市場は、昨年11月から平均販売額の上昇傾向が続いており、4月、5月市場では、例年比で1頭当たり平均220千円程度の価格上昇となっております。

依然として続く飼料価格の高騰は、繁殖牛育成の経費について多大な影響を及ぼしており、繁殖農家の経営を圧迫しておりますが、町営放牧場の開設は、畜産農家の労力と経費削減への有効支援になると考えております。

矢坂上野地区のほ場整備事業に関しましては、4月24日より、東側の粃殻補助暗渠工事、5月10日から石礫除去工事が進められ、5月16日までに春工事を終了し、耕作者へ引き渡しを行っております。これにより、今年度は12.2haのほ場において、水稻を作付けする見込みとなっております。また、秋の稲刈り後には、西側及び東側の一部の粃殻補助暗渠工事が実施される見込みとなっており、農地の水はけ改善につながるものと思われま。

引き続き、山本地域振興局と関係機関・団体と連絡調整を図りながら、事業を進めてまいります。

林業振興関係では、森林環境譲与税事業によるレーザー測量事業の成果を基に、森林資源並びに地形データ等の実用化を進めていく段階にあります。同時に進めている境界明確化事業、民有林の経営計画の策定並びに事業の集約化と併せて、町内民有林の適正整備とそれによる有効活用が効率的に実施できる条件が整うよう事業を展開してまいります。

12年目となる「木の駅事業」は、例年どおり4月1日より未利用材の受入れを開始してお

ります。出荷者の減少が課題となっておりますが、昨年度は集荷量が増加しておりますので、引き続き出荷者及び集荷量を確保するべく対策を講じてまいります。

作業道関連では、小規模な路肩崩落等については、優先順位により順次補修を行い、当面の造林事業等に影響が出ないように路網整備をしております。

鳥獣被害対策については、令和7年の農産物の被害総額が14,000千円を超え、農家の方々にとっては大変な年となりました。今年は、雪解け早々にイノシシ親子連れが目撃情報があり、今後は相当数の出没が予想されます。昨年は、畦の掘り起こしや水田への侵入など、農作物への被害につながる状況となっており、継続した情報収集に努めるとともに、箱わな、くくりわなの設置をするなど、被害対策を講じてまいります。

また、ツキノワグマにおいては、春の個体数調整捕獲において1頭を捕獲しております。全県的にツキノワグマの頭数が増えている状況はここ数年継続しており、県内では由利本荘市、秋田市などで人身被害も発生しており、県は昨年に引き続き早い時期からのツキノワグマ出没警報を発令しております。当町では、4月中旬に、粕毛地区、大沢地区で目撃情報がありました。どちらも親グマの単独であり、冬眠明け間もないことから、餌を探しての徘徊であると予想されます。今後も農地等への出没が予想されることから、農作業中の事故が発生しないよう、防災無線・クマダス等でさらなる注意喚起を継続して実施してまいりますし、5月14日にはクマ出没注意のチラシを全戸配布して注意を呼びかけております。

ニホンザルについては、昨年に引き続き、根城岱地内の民有栗林を借用し、大型おりを設置する計画です。昨年は計9頭の捕獲があり、継続した設置による大型おりへの慣れが有効であったものと思われます。小型箱わなの設置も出没情報を基に実施してまいりますし、猟友会の巡回、追い上げも引き続き実施してまいります。

ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、アナグマなどの有害鳥獣対策は、町民の方々の安心・安全を守るため非常に重要となってくることから、猟友会の協力を得て、より一層の被害防止に努めてまいります。

次に、今年度の「国民健康保険税の税率について」であります。

当町の令和7年度国保会計決算におきましては、基金からの補填はせずとも、実質収支額で91,169千円の黒字となりました。

このことから繰越金や基金保有額において、十分な金額が確保されておりますことから、県への国保事業費納付金につきましては、「医療給付費分」、「後期高齢者支援金分」、「介護納付金分」の税率を据え置きとしても、国保事業の運営は可能であると判断いたしました。

しかしながら、令和8年度4月よりこの従来の国民健康保険税に加えて、児童手当の拡充や妊娠・出産への給付などといった少子化対策の抜本的な強化の財源として、新しく「子ども・子育て支援金分」が追加され、納付いただくこととなります。

納付いただく金額といたしましては、今年度の国保被保険者1人当たりの平均で年額3,300円、月額にいたしますと275円ほどになろうかと思っております。

この「子ども・子育て支援金分」につきましても、県から示されておりました標準保険料率算定の所得割率0.27%、均等割額1,350円、平等割額850円、18歳以上均等割額60円で試算した結果、県への国保事業費納付金をおおよそ賄えると判断いたしまして、さきに開催いたしました「藤里町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」において、その旨をご説明申し上げ、承認され、本定例会に税条例改正の議案として提案しておりますので、ご審議をお願いいたします。

今後も被保険者数の減少、加入者の高齢化や医療の高度化により、1人当たりの医療費が年々増加する傾向で厳しい状況にありますことから、引き続き持続可能な国保事業の運営のため、さらなる集団検診の推進と、医療費分析や重症化予防指導などの保健事業に重点を置き、被保険者の健康増進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、去る5月26日に開催いたしました、株式会社藤里開発公社の株主総会についてご報告申し上げます。

令和7年度の総売上高は335,649千円となり、前年度を上回りましたが、物価高騰や光熱水費、人件費等の増加により、営業損失46,709千円、当期純損失8,020千円を計上する厳しい決算となりました。

部門別では、ホテル部門のネット予約システムによる利便性の向上や食事の改善といった取組が実を結び、クチコミ評価の向上につながり、これにより、新規顧客及びリピーターの獲得など利用者の増加と増収につながりました。

保養館部門では、春先に発生しました送水管漏水による臨時休業に加え、中東情勢の緊張や物価高に伴う利用控えなどにより、入館者数は大幅に減少いたしました。しかしながら、昨年度実施いたしました料金改定により、売上げとしては増加を確保しております。

また、加工センター部門におきましては、羊肉の販売に注力し、一定の成果を収めることができました。

主力である水生産販売部門につきましては、主要取引先からの受注が減少したことにより、大幅な減収を余儀なくされたところでございます。

今後であります、中東情勢や物価高といった外部要因による経費削減は一筋縄ではいかない状況であります、手を緩めることなく経営改善に取り組んでまいります。

町といたしましても、公社が直面するこの課題に対し、改善の歩みを止めることなく、支援してまいりたいと考えております。

議員の皆様におかれましても、何卒現状をご理解いただき、一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

決算の詳細につきましては、この後、「株式会社藤里開発公社の経営状況報告」により説明をさせていただきます。

また、総会において役員改選がございましたので、ご報告させていただきます。

取締役3名を選任し、代表取締役社長に私、取締役副社長に夏井博文副町長、取締役兼本部長に佐々木和繁がそれぞれ重任いたしました。

監査役につきましては、桂田浩樹氏及び昨年8月に就任いたしました村岡章子氏の両氏を重任しておりますので、ご報告いたします。

次に、藤里町振興協会の解散と清算手続きの完了についてであります。

去る3月24日に開催された同協会の臨時総会において解散が承認され、5月21日をもって清算手続きが全て完了いたしました。

最終の決算報告の詳細につきましては、お手元に配付の「解散および事業・清算報告について（別冊）」をご参照いただきたいと思います。

これまでの間、町議会をはじめ関係各位から多大なるご理解とご協力を賜りましたことに、この場をお借りいたしまして深く感謝申し上げます。

なお、新規事業者の創業状況につきましては、現在、電気の通電許可に時間を要している状況ではございますが、当町への会社本店の移転登記は完了しており、屋号を「白神舞茸 JAPAN」とし、生産開始に向けた準備が進められております。

今後も新規事業が軌道に乗るまで伴走支援に努めてまいりますので、議会の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、秋田が生んだ最初の大関である「能代潟」の化粧まわし・番付表の寄贈の報告であります。

今年2月、能代市二ツ井町出身の田口様より、大相撲力士「能代潟」の化粧まわしと番付表をご寄贈いただきました。

田口様からお預かりした大切な歴史史料は、歴史民族資料館に展示し、当地域の歴史を伝

える大変貴重な史料として次世代へと大切に継承してまいります。寄贈者の同意のもとで皆様に御覧いただける機会を企画したいと考えております。

詳細につきましては、公開の際に改めてお知らせ・周知いたしますので、ぜひ楽しみにお待ちしております。

ご寄贈いただいた田口様に心より感謝申し上げますとともに、今後とも地域の文化振興にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出しております議案について提案理由を述べさせていただきます。

報告第1号は「繰越明許費繰越計算書について」であります。これは、令和7年度藤里町一般会計のうち、一部事業を翌年度に繰り越したので報告するものであります。

報告第2号は「株式会社藤里開発公社の経営状況について」であります。地方自治法の規定により、令和7年度の決算状況を報告するものであります。

承認第4号は「専決処分した令和7年度藤里町一般会計補正予算（第14号）の承認を求める」ものであります。これは、地方譲与税や特別地方交付税、過疎対策事業債などが年度末に確定したこと、ふるさと納税寄附額の確定による基金積立てなどが主なものであります。

承認第5号は「専決処分した令和7年度藤里町介護サービス特別会計補正予算（第2号）の承認を求める」ものであります。これは、通所介護サービスの事業確定によるものであります。

議案第54号は「藤里町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」であります。通称こども誰でも通園制度により実施する事業者の運営基準を定める必要があるため提案するものであります。

議案第55号は「藤里町税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。地方税法及び地方税法施行令、地方税法施行規則の一部を改正する省令等が公布されたことに伴い、所要の改正を行う必要があるため提案するものであります。

議案第56号は「藤里町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」であります。特定在留カードなどでマイナンバーカードと同様にコンビニ交付サービスを利用できるよう、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第57号は「藤里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」であります。介護保険料の算定について、税制改正に対応して減免ができるよう提案するものであります。

議案第58号は「藤里町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。条例内で引用する条項について、条文の整理を行うため提案

するものであります。

議案第59号は「字の区域の変更について」であります。矢坂上野地区の土地改良事業により字の区域の変更が生じることから、地方自治法の規定により提案するものであります。

議案第60号は「町有財産の無償貸付けについて」であります。旧藤里中学校の一部の教室を貸付けするため、地方自治法の規定により提案するものです。

議案第61号は「財産の取得について」であります。藤里学園での授業に必要なタブレット端末の更新であります。

議案第62号は、地方税法の規定により「固定資産評価審査委員の選任について同意」を求めるものであります。

議案第63号は「令和8年度藤里町一般会計補正予算（第1号）」であります。今回の補正は、予算の総額に39,655千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,519,655千円とするものであります。

歳出では、職員の4月の人事異動に伴う人件費の補正、議会用タブレット型パソコン導入業務委託料、移住定住促進助成金などを増額補正するものであります。

歳入では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、水道料金を減額するための補正、学校給食費無料化に対応するための補正、基金からの繰入金については、歳出予算の財源として財政調整基金からの繰入金を計上しております。

議案第64号「令和8年度藤里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」、議案第65号「令和8年度藤里町介護保険特別会計補正予算（第1号）」、議案第66号「令和8年度藤里町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」であります。人事異動による人件費の補正が主なものであります。

以上が本定例会提出議案の概要でありますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤徳良） これで町長の行政報告並びに提案理由の説明は終わりました。

○議長（加藤徳良） 日程第4 報告第1号「繰越明許費繰越計算書について（一般会計）」を議題といたします。説明を求めます。総務課長

○総務課長（淡路博之） それでは、議案の1頁をお願いいたします。報告第1号について説明いたします。「繰越明許費繰越計算書について」令和7年度藤里町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定

により報告するものであります。繰り越しした事業は、1つ目、高齢者世帯等エアコン設置支援事業、塵芥収集車購入事業、水道料金負担軽減支援事業、藤里町宿泊事業者支援事業、藤里町お買い得商品券助成事業、雪害復旧緊急支援事業、公共土木施設災害復旧事業の7つの事業であります。

次の頁をお願いします。こちらが繰越計算書であります。7つの事業、それで翌年度繰越、8年度繰越としたものは、合計欄51,949千円でございます。

説明は以上であります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

○議長（加藤徳良） ただいまの報告について質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号を終了いたします。

○議長（加藤徳良） 日程第5 報告第2号「株式会社藤里開発公社の経営状況について」を議題といたします。説明を求めます。副町長

○副町長（夏井博文） 議案の3頁をお願いいたします。報告第2号について説明いたします。報告第2号は「株式会社藤里開発公社の経営状況について」であります。地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和7年度決算を別冊のとおり提出し、その概要を報告するものであります。

別冊の経営状況報告書をお願いいたします。

1頁をお願いいたします。1頁は公社全体の経営状況についてであります。数字につきましては、千円単位での説明とさせていただきます。下の表をご覧ください。令和7年度の総売上高は335,649千円、前期比では7,812千円の増となりました。指定管理料を含まない売上高、小計欄になります。273,076千円、前期比では1.1%、3,051千円の増となっております。これは、ホテル部門ではネット予約の導入による増、保養館部門では料金値上げによる増となりましたが、主力部門の水生産販売では、主要取引先からの受託減により大幅な減となりました。次に、指定管理料についてであります。中東紛争の影響による灯油代の高騰から水道光熱費が増加したほか、物価高により62,573千円、前期比で4,761千円の増となりました。売上原価は75,271千円、前期比で809千円の増、原価率も27.6%と前期と同じ比率になりました。総売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は260,378千円、前期比で7,003千円となりました。販売費・一般管理費につきましては307,087千円、前期比で18,892千円の増と

なっております。これは、ホテル部門でのネット予約手数料のほか、中東紛争による水道光熱費の増や新規設備取得に係る保守料・リース料の増と、人員補充による人件費が主な要因となっております。これらの経費を差し引いた営業損益では46,709千円の赤字で、前期比11,889千円の赤字増となりました。次に、営業外収益についてであります。営業外収益は4,186千円で、借入金の償還に対する金からの補助金と固定資産税分の補助金、水生産施設のメンテナンス工事に係る補助金が主なものとなっております。営業外費用は、借入金利息2,197千円であります。これらにより法人税を差し引いた全体での当期純損益は8,020千円の赤字となり、前期に対して5,188千円の赤字増となりました。

次の頁をお願いいたします。2頁は、ただいま説明いたしました公社全体の比較損益計算書となっております。

次の頁、3頁は販売費及び一般管理費の計算内訳であります。

次に、4頁と5頁は総括表であります。この総括表は、各事業部門の運営収支と町からの補助金関係の収支を分けたうえで、全体の経営状況を明らかにするための資料として整理したものであります。4頁には事業収支分として各事業部門の実質的な運営収支についてまとめて整理しております。

ここでお願いがあります。4頁の下段、一番下のほうなんですけども、「経常損益」とあります。こちらの右横にアルファベットの太文字「A」をつけていただくようお願いいたします。一番下の「経常損益」、この右横にアルファベットの太文字「A」をつけていただくようお願いいたします。

それでは続けさせていただきます。指定管理料につきましては、本来は営業収入となるわけですが、事業収支を明確にするために各部門の表の下段のほうに別途表示しております。5頁上段ですが、町補助金関係収支分です。営業外収入には、借入償還金の債務保証に係る町からの補助金、固定資産税分の補助金など合わせて38,961千円となり、ここでの経常損益Bは31,711千円の黒字となっておりますが、合計欄の減価償却費34,197千円などを吸収しますと、公社全体としての最終純損益は8,020千円の赤字となりました。7年度決算においては、指定管理料を含め減価償却費を吸収して最終経常損益を黒字とする目標にしておりましたが、残念ながら達しませんでした。

6頁は比較貸借対照表であります。表の左側、資産の部であります。流動資産は58,669千円、前期比では31,214千円の減、主なものといたしまして、普通預金が661千円、友の会分の現金が18,904千円、売掛金が14,281千円などであります。次に固定資産であります。

このうち有形固定資産が412,695千円、前期比15,140千円の減であります。これは減価償却分34,197千円の減、改修工事分の経費を資産の増として計上しております。無形固定資産は、ソフトウェアの項目として453千円のほか、電話加入権406千円、投資その他資産が894千円で、長期前払費用分542千円が増となっております。資産の合計は473,118千円、前期比45,971千円の減となっております。次に、表の右側の上、負債の部であります。流動負債は50,635千円、主なものは、買掛金12,586千円、未払金は730千円、友の会分が27,404千円となっております。友の会の会員数につきましては、今期末現在の会員数は392名であり、前期から28名の減となっております。固定負債であります。長期借入金が127,500千円で、新型コロナ資金を繰上償還したことにより前期比34,982千円の減となっております。負債の合計は178,135千円で、前期比37,951千円の減であります。その下、純資産の分については、株式資本として資本金が1億円、繰越利益剰余金が194,983千円、前期比8,020千円の減となっております。負債と資本の合計は、左側の資産の合計額と同じ額となります。

次の7頁から10頁までは各部門の業績概要となっております。

それでは、各事業部門の収支について概要を説明いたします。

7頁をお願いいたします。はじめにホテル事業部門についてであります。ここからは増減額と要因を中心に説明いたします。説明文の下にある表をご覧ください。売上高は102,745千円、前期比では6,929千円の増収となりました。主な要因は、これまで取り組んできたネット予約の利便性向上や、予約サイト内のホテル画像のリニューアルなどがクチコミによりまして好評価へとつながり、宿泊客の増となりました。また、夕食についても、地元の食材や県内産のものを取り入れた献立を提供したことで差別化が図られ、利用者から好評価をいただき、リピーターや新規客を獲得できたことも増収の要因となりました。宴会利用につきましては、町内のお客様をはじめ近隣の市町村の団体を受け入れてきましたが、少子化や高齢化が顕著で、売上げ、件数とも減少する結果となりました。ここで宿泊数ですが、下の表になります。6年度と比較して400名の増となっております。売上原価は25,506千円、前期比で696千円の増、原価率では24.8%、1.1ポイントの減となっております。販売費・一般管理費については92,623千円、前期比で12,223千円の増で、ネット予約手数料と人員補充に伴う人件費の増が主なものであります。経常損益は14,955千円の赤字、前期比では6,108千円の赤字増となりました。新年度につきましては、料理やサービスをさらに充実させ、客単価の向上と新規のお客様やリピーターの獲得に取り組んでまいります。

次に8頁、健康保養館事業部門についてであります。指定管理料を除く売上高は32,493千

円で、前期比993千円の増収となりました。原油価格等の高騰により今期は100円の料金値上げを実施しましたが、入館者数が減少したことから売店や軽食コーナーの売上げにも影響したものの、入館料関係で1,970千円の増となりました。入館者数につきましては、昨年6月の送水管漏水事故による臨時休業や、今年3月の中東紛争の影響による灯油不足からの営業時間短縮などにより大幅に落ち込んだほか、ガソリン価格も含めまして物価高による利用自粛などで減少となりました。売上原価は5,082千円で、前期比355千円の減。販売費・一般管理費は68,009千円で、水道光熱費のさらなる高騰により前期比4,993千円の増となりました。施設の設備につきましては、定休日を利用しての速やかな修繕や補修、メンテナンスを行い、お客様に不便をかけることなく営業するよう心がけてきました。指定管理料につきましては42,830千円、修繕費や水道光熱費などの高騰により前期比3,711千円の増となっております。経常損益は3,001千円の黒字となりましたが、前期比では551千円の減益となりました。今後も引き続き、快適で過ごしやすい憩いの場づくりに取り組み、安心して利用いただけるよう従業員一同笑顔でサービスに努めてまいります。

次に9頁、加工センター部門についてであります。指定管理料を除く売上高は29,780千円、前期比では20千円の増収となりました。当初より収益改善を目標に、町の特産品である羊肉販売に力を注いだ結果、一定の成果を得ることができましたが、冬期の主力である「きりたんぼセット」の販売数を伸ばすことができず、全体的な売上げ減をカバーするまでには至りませんでした。売上原価は12,322千円で、前期比395千円の増、原価率で41.4%で1.3ポイントの増となりました。販売費・一般管理費は26,302千円で、前期比429千円の増。指定管理料は6,264千円で、前期比594千円の増。経常損益は2,574千円の赤字、前期比では221千円の赤字増となりました。新年度につきましては物価高騰など厳しい状況が予測されますが、さらに肉の販売強化に努めるほか、原価管理の徹底を図りながら収益の改善に努めてまいります。

次に10頁、水生産販売施設部門であります。指定管理料を除く売上高は108,059千円で、前期比4,890千円の減収となりました。売上げについては、販社の廃業により減となり、主要取引先、JRですけれども、大幅な受注減が大きな要因となっています。こうした中で、直販部門においては、通販事業者による受注増のほか、年度終盤に通年取引の新規顧客を開拓することができました。販売本数については全体で1,765千本と、前期比で99千本の減少となりました。売上原価は32,361千円で、前期比72千円の増、原価率で29.9%と、依然として資材の高騰が続いている中、在庫管理、こちらを徹底しましたが、1.3ポイントの増とな

りました。販売費・一般管理費は75,749千円で、前期比1,887千円の増。指定管理料は13,479千円、修繕費や保守料、リース料の増により前期比456千円の増となりました。経常損益では14,307千円の黒字で、前期比では6,709千円の減益となりました。新年度につきましては原油価格の不安定に伴う影響が心配されますが、既存取引先との交渉を強化しつつ新規取引先の開拓に取り組んでまいります。引き続き生産性の向上を図り、安定的な黒字額の確保に努めてまいります。

以上で説明させていただきました。

○議長（加藤徳良） ただいまの報告について質疑ございませんか。7番 淡路孝也さん

○7番（淡路孝也） 大変丁寧な説明ありがとうございました。今日初めてですね状況報告書を受け取りましたので、これからまた議会としてもですね、いろいろ分析、また検討することになるかと思えます。ちょっとここで二、三ですね確認させていただきます。

7年度の決算を受けてですね、経営者会議等ですね大きな部分の前提で、どのような8年度に対するですね、書かれてることは書かれてることとして、どのような姿勢で取り組んでいくというふうなこと考えてるのか、1点目。

2点目、落ち幅の大きいところは水生産販売施設のほうですね。販社の廃業ということで説明ありましたけども、これをカバーするというのはなかなかまた大変なことになると思うんで、そのへんの大きな取組をですね、個々にはつなげる、まあ取引先の開拓とかあろうかと思えますけども、このところが大変これからの大事なポイントだと思ってます。

最後3点目。収支決算見ますとですね、まあ損益計算書上ですね8,000千円ほどの赤字を計上しておりますけれども、中身を今ざっと見た場合ですね、減価償却で34,000千円ほど計上しておりますので、ここが資金移動がないわけなので、その意味では決算においてですね資金ショートはしてないと思えますけれども、そのへんの確認ですね。減価償却の現状、まあ例年どおりに大体なっておりますけれども、その部分でもって決算上は赤字だと。ただ私は、この赤字は、ここについてあんまり懸念してないんですね。いわゆる資産の部のですね減価償却の資産価値が下がることであって、そういう意味で財産が失われているわけではないのでですね、そのへんの年度末に資金ショートはなかったですねっていうことの確認ですね。

そこ3点ほど確認お願いします。

○議長（加藤徳良） 副町長

○副町長（夏井博文） まず1点目の令和8年度を取組なんですけども、まず今までもやってきたんですけども、社員の教育から始めていきます。こちらは専門家をお願いして社員の教

育に取り組みます。さらには、今までの人事部門にも、こちらも改革をしまして、そして料理部門、そちらもてこ入れをしまして、8年度はさらなる増を目指して頑張っていきたいと考えています。で、8年度の一応計画も作ってありますけども、このような世界情勢もありますので、計画も若干変更をかけながら進めていきたいなと考えております。

次に、水ですね。水のほうなんですけども、販社につきましては、こちらの白神フォレストさんが廃業いたしまして、これに代わるものが今、白神屋さんというところが出てきました。こちらが販社と同等ぐらいの売上げをしております。あとは、それ以外に通販、こちらのほうも業績が伸びてきておりますので、何とか新規開拓をもっと増やしていきたいなと思ってます。

最後なんですけども、年度末の資金ショートにつきましては、こちらはございませんでした。ただ、なかなか厳しい状況にはあるということはあるので、さらにてこ入れしながら考えて検討していきたいと考えています。

○議長（加藤徳良） 7番 淡路孝也さん

○7番（淡路孝也） 回答了解しました。よろしく申し上げます。全体的にですね、ここまでも努力してることはね評価できますので、やはりこれから、今説明もあったとおりですね、役職員一体となって、さらに行政、議会ですね三位一体となってですね、やっぱり進めていくことが必要でないかと思ってます。その意味では、まず指定管理料にだけ頼ることなくて、より一層ですね一体となってですね盛り上げて、特に開発公社の本体部分についてもですね、ちょっとこうなかなか伝わってこないところもあるので、本気度がね、そのところをひとつ意識を高めていただいて、ぜひひとつ役職員一緒に頑張っていってほしいなと思ってます。

以上です。どうも。

○議長（加藤徳良） ほかにございませんか。4番 桐越博樹さん

○4番（桐越博樹） 保養館のことでちょっと、来客数の落ち込み、大分やっぱり響いたのはよく分かります。で、何だ、漏水の関係と今の世界の情勢の関係、落っこちたっていうこと、それは説明よく分かります。で、ただね、何かしらはいつもあるやな、常に。完璧な条件で商売やるったっけ、ねえ。すぐこの前までは、例えばや、山のほう崩れて行がれねがったんで落ち込んだとか言うわけだ。何かかにかあるたびにね、それでも耐え得るだけの努力はしてもらわねばや、そう思うんだす。まあしてないちゅうわけではないけど、やっぱりこの落ち込みはすごいもんね。で、保養館の場合は、ほかの売上げってそうねえべんて。やっぱ

り来てもらって、湯っこさ入るお金だと思っただすな。ホテルはまだな、宴会とかや、いろいろあると思うけど、だからやっぱりこの落ち込み見れば、5年度から6年度もまた2千とか落ちてるだもんな。で、ここは何て言ったか分がらねえどもや、山さ行がれねがったって答えだったかよぐ分がらねえども、いっかだそういう理由ばり言っててもしょうがないので、それでも何とかなる体質で、まあ目指してやってもらわなければと思いますので、叱咤激励の意味で言ってますので、よろしく願いいたします。

○議長（加藤徳良） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） 質疑終了と認めます。

以上で、報告第2号を終了いたします。

○議長（加藤徳良） 日程第6 承認第4号「専決処分した令和7年度藤里町一般会計補正予算（第14号）の承認を求めることについて」を議題といたします。説明を求めます。総務課長

○総務課長（淡路博之） 議案の4頁をお願いいたします。承認第4号について説明いたします。「専決処分した令和7年度藤里町一般会計補正予算（第14号）の承認を求めることについて」地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度藤里町一般会計の補正予算を別紙のとおり専決処分したので同法同条第3項の規定により報告し承認を求めるものであります。提案理由であります。予算については、地方自治法第96条第1項第2号に規定する議決事項であります。同法第179条第1項の規定により専決処分したので、議会に報告し承認を求めるものであります。

次の頁をお願いいたします。専決第4号 令和7年度藤里町一般会計補正予算（第14号）について。令和7年度藤里町一般会計補正予算（第14号）を別紙のとおり専決処分する。専決理由であります。普通地方交付税の交付額決定等により、予算の増額補正の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものであります。

補正予算書、令和7年度（第14号）の補正予算書をお願いいたします。専決第4号 令和7年度藤里町一般会計補正予算（第14号）。第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ45,852千円を増額し、予算の総額を4,210,646千円とするものであります。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によります。

次の頁をお願いします。歳入歳出予算補正の表になります。2頁・3頁が歳入になります。4頁をお願いします。歳出であります。

次の頁、5頁をお願いいたします。地方債の補正であります。起債の目的でございますが、5目の過疎対策事業債、限度額302,100千円を限度額を6,500千円減額いたしまして295,600千円とするものでございます。こちらは適債事業のほうの確定によりまして変更となります。

10頁をお願いします。歳入であります。1款 町税、5項1目 入湯税、こちらは保養館の実績によりまして減額いたします。2款 地方譲与税、1項1目 地方揮発油譲与税、2項1目 自動車重量譲与税、3項1目 森林環境譲与税、3款1項1目 利子割交付金、4款1項1目 配当割交付金、5款1項1目 株式等譲渡所得割交付金、こちらは交付実績によります。

次の頁をお願いします。12頁です。6款1項1目 法人事業税交付金、7款1項1目 地方消費税交付金、8款1項1目 自動車税環境性能割交付金は、こちらもいずれも交付実績によります。10款1項 地方交付税、1目 普通地方交付税でございますが、こちらのほうは交付決定が計のところになります。2,081,186千円となっております。当初の地財計画では1.6%でございましたが、人件費等、物価等によりまして2.67%、前年比2.67%までの伸びとなっております。2目 特別地方交付税でございます。こちら207,115千円と、前年比1.39%の実績となっております。12款 分担金及び負担金、1項 負担金、2目 衛生費負担金は事業実績によります。

次の頁、14頁をお願いします。13款 使用料及び手数料、1項 使用料、1目 農業使用料、9目 林業使用料、こちらはいずれも利用実績によります。14款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 民生費国庫負担金は、こちらも実績によります。2項 国庫補助金、1目 総務費国庫補助金では、1節の総務費補助金でございますが、2つ目のデジタル基盤改革支援補助金、こちらはガバメントクラウドの利用料の実績でありまして、減額になってしまいました。2目 民生費国庫補助金は事業実績です。5目 土木費国庫補助金では、6節の臨時道路除雪事業費補助金、あとその上の3節の社会資本整備総合交付金、こちらいずれも除雪に係る経費と補助金となって増額しております。増額になりました。次に、3項 国庫委託金、1目 総務費国庫委託金、2目 民生費国庫委託金は事業実績によります。

次の頁、16頁をお願いします。15款 県支出金、1項 県負担金、1目 民生費県負担金、次の2項県補助金、1目 総務費県補助金、2目 民生費県負担金、3目 衛生費県補助金、5目 教育費県補助金、あと3項 県委託金の1目 総務費県委託金は、いずれも事業実績によるものでございます。

次の頁をお願いします。16款 財産収入、1項 財産運用収入、1目 財産貸付収入は、こちらは実績によります。17款1項 寄附金、1目 一般寄附金、あと2目の指定寄附金は、いずれも実績によります。このうち企業版ふるさと納税は1社分でございます。が増額となっております。18款 繰入金、1項 基金繰入金、1目 財政調整基金繰入金、2目 温泉利用施設基金繰入金、4目 公共施設等維持整備基金繰入金、5目 町有林等有効活用基金繰入金、7目 ふるさとづくり推進事業基金繰入金、8目 ふるさと納税等活用基金繰入金、いずれも充当している事業が確定したために補正をしております。20款 諸収入、4項 受託事業収入、1目 保健衛生費受託事業収入、こちらは事業実績によるものでございます。

次の頁、20頁をお願いします。6項の雑収入、1目 雑入でございますが、こちらも実績によるものでございます。21款1項 町債、5目 過疎対策事業債、こちらも充当事業の確定により戻りがございます。歳入は以上であります。

次に、次の頁、22頁をお願いします。歳出であります。2款 総務費、1項 総務管理費、こちらの5目の財産管理費では、地域福祉基金、あと公共施設等維持整備基金について増額で積立てをいたします。6目 企画費です。こちらは、藤里町地域公共交通活性化協議会負担金、駒わりくんと駒きゅうの利用実績により、実績に合わせて減額するものでございます。次のふるさと納税等活用基金積立ては、実績によりまして全て積み立ていたします。下です。4項の選挙費でございます。5目の衆議院議員総選挙費でございますが、事業の確定によりまして1,564千円の減額といたします。

次の頁、24頁をお願いします。こちらは全て歳入の予算補正による財源更生であります。

次の頁をお願いいたします。26頁です。4款 衛生費、1項 保健衛生費でございまして、7目の火葬場費でございます。こちらの14節の工事請負費、屋上止水工事、工事完了により減額いたします。次に、4項1目 下水道普及対策費でございます。こちらも下水道処理施設普及促進奨励金でございますが、実績によりまして減額するものでございます。次に、6款 農林水産業費、1項 農業費、4目の特産振興費でございます。こちらは12節の委託料でございまして、白神山水の館指定管理料、これは燃料費の高騰によりまして増額いたします。その下です。2項の林業費、3目の造林費でございます。これは森林環境譲与税の基金に積み立ていたします。譲与税の決定により、この額を増額いたします。

次の頁をお願いします。7款1項 商工費、3目の観光費でございます。12節の委託料、健康保養館指定管理料、こちらは燃料費等物価高騰によるもので増額です。工事請負費でございます。健康保養基地給水施設送水管敷設替え工事、こちらは工事完了による減額補正で

す。あとは財源更生となっております。歳出は以上であります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（加藤徳良） 本案について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） 討論なしと認めます。

採決いたします。承認第4号を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） 異議なしと認めます。よって承認第4号は、原案のとおり承認されました。

○議長（加藤徳良） 日程第7、承認第5号「専決処分した令和7年度藤里町介護サービス特別会計補正予算（第2号）の承認を求めることについて」を議題といたします。説明を求めます。町民課長

○町民課長（細田孝広） 議案書の6頁をお願いいたします。承認第5号についてご説明いたします。「専決処分した令和7年度藤里町介護サービス特別会計補正予算（第2号）の承認を求めることについて」地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度藤里町介護サービス特別会計の補正予算を別紙のとおり専決処分しましたので同法同条第3項の規定により報告し承認を求めるものであります。提案理由についてですが、予算については、地方自治法第96条第1項第2号に規定する議決事項ですが、同法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、議会に報告し承認を求めるものであります。

次の頁をお願いいたします。専決第5号 令和7年度藤里町介護サービス特別会計補正予算（第2号）について。令和7年度藤里町介護サービス特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり専決処分する。専決理由であります。通所介護費収入の減少等により、予算の減額補正の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものであります。

令和7年度補正予算書の33頁をお願いいたします。専決第5号についてご説明いたします。令和7年度藤里町介護サービス特別会計補正予算（第2号）。第1条 歳入歳出予算の総額か

らそれぞれ2,581千円を減額し、歳入歳出それぞれを45,685千円とする。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次の頁をお願いいたします。34頁が歳入、35頁が歳出であります。

40頁・41頁をお願いいたします。歳入であります。1款 サービス収入、1項 介護給付費収入、1目 居宅介護サービス費収入、1節 通所介護費収入でございますが、実績に基づきまして2,192千円の減額となっております。3項 自己負担金収入、1目 自己負担金収入であります。同様の状況により、自己負担金収入（介護給付分）が232千円の減、食材費自己負担金収入が157千円の減となっております。

次の頁をお願いいたします。歳出でございます。1款 総務費、1項 施設管理費、1目 一般管理費です。10節 需用費は、消耗品費212千円、光熱水費が118千円、燃料費が124千円、維持修繕費が47千円、物件修繕費が165千円と、いずれも減額となっております。12節の委託料につきましては、施設設備保守管理委託料を実績に基づきまして66千円の減としております。17節 備品購入費も実績に基づきまして132千円の減となっております。2款 サービス事業費、1項 1目 居宅介護サービス事業費ですが、12節 委託料が通所介護事業の委託料、こちらが1,386千円の減、通所介護給食委託料が157千円の減となっております。3款 1項 1目 予備費につきましては、歳入歳出の関係により175千円の減となっております。

説明は以上であります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（加藤徳良） 本案について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） 討論なしと認めます。

採決いたします。承認第5号を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） 異議なしと認めます。よって承認第5号は、原案のとおり承認されました。

○議長（加藤徳良） 日程第8、発議第2号「特別委員会の設置について」を議題といたします。

す。提出者の説明を求めます。議会運営委員長 10番 菊池博悦さん

○10番（菊池博悦） 発議第2号ですね。ここ読めばいいんだよね。だよね。藤里町議会議長 加藤徳良様。提出者 藤里町議会運営委員長 菊池博悦。「特別委員会の設置について」地方自治法第109条第1項及び藤里町議会委員会条例第5条の規定に基づいて特別委員会を設置することについて、次のように藤里町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。特別委員会の設置に関する決議。本町議会に、下記の特別委員会の設置をするものとする。記。1、特別委員会の名称 令和8年2月18日付藤監発第29号による是正措置の要請に係る特別委員会。2、定数 5人。3、設置目的 監査委員からの是正措置の要請に係る対応について審査・検討をする。4、設置の期間 審査・検討終了まで設置し、議会の閉会中も審査・検討を行うことができるものとする。

以上でございます。

○議長（加藤徳良） 本案について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） 討論なしと認めます。

採決いたします。この採決は起立によって行います。発議第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立：6人）

○議長（加藤徳良） 着席願います。起立多数です。よって発議第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（加藤徳良） 日程第9、議案第54号「藤里町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。説明を求めます。教育次長

○教育委員会次長（小山喜之） 議案の9頁をお願いいたします。議案第54号についてご説明いたします。「藤里町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」藤里町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。提案理由であります。特定乳児等通園支援事業者の確認を行うにあたり、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づいた所要の条例を

制定する必要があるため提案するものであります。

議案等説明資料の1頁をお願いいたします。条例の概要等についてご説明いたします。まずは概要でございます。令和8年4月1日より、子ども・子育て支援法に規定する乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度が実施されております。この実施事業者のうち、国が定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に基づいて町が定める条例の基準を満たしていることが確認できた事業者には、特定乳児等通園支援事業者として乳児等支援給付金が支給されることとなります。いわゆるこの条例につきましても、こども誰でも通園制度を実施し、国から給付を適正に支給、管理するために義務づけられた条例となります。このことから、基準府令に準じて条例を制定するものであります。続いて基準の内容につきましては、大きく2つの項目に分かれております。1つが定員に関する基準、もう一つは運営に関する基準でございます。まずは3条、定員に関する基準として、利用定数について1時間当たりの利用定員並びに開所日時等を考慮し、1月当たりの利用定員を定めること。続いて運営に関する基準の主なものとしては、第4条は、面談の取扱いとして、特定乳児等通園支援を提供するときは、子ども及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するため、当該保護者との面談を行わなければならないこととし、運営規定の概要や職員の勤務体制などの重要な事項は文書を交付して説明を行い、同意を得なければならないこと。第5条は、利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならないこと。第12条は、事業者は、保護者から利用者負担の支払いを受けることができること。また、保護者に金銭の支払いを求める際には、あらかじめその用途、額、理由を書面により明らかにし、文書による同意を得なければならないこと。第19条は、重要事項に係る運営規定の政令について。第20条、第21条につきましては、勤務体制の確保、利用定員の遵守について。第23条から第25条は、子どもの国籍等により差別的な取扱いをしてはならないこと、子どもの心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならないこと、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。第30条につきましては、事故防止のための指針の整備や周知徹底、事故発生時の速やかな報告や記録等について定めております。今申し上げましたこれらを含めた新規制定文は、議案の10頁から18頁まで記載となります。

最後の頁、議案の18頁をお願いいたします。附則でございます。この条例は、令和8年7月1日から施行する。

説明は以上であります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（加藤徳良） 本案について質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(加藤徳良) 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(加藤徳良) 討論なしと認めます。

採決いたします。議案第54号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤徳良) 異議なしと認めます。よって議案第54号は、原案のとおり可決されました。

○議長(加藤徳良) 日程第10、議案第55号「藤里町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。説明を求めます。税務会計課長

○税務会計課長(小山雅章) 議案の19頁をお願いいたします。議案第55号について説明いたします。「藤里町税条例の一部を改正する条例の制定について」藤里町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。提案理由であります。地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)、地方税法施行令等の一部を改正する政令(令和8年政令第83号)並びに地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令(令和8年総務省令第44号)、地方税法施行規則の一部を改正する省令(令和8年総務省令第45号)、(第46号)、(第47号)が公布されたこと等に伴い、藤里町税条例の一部を改正するものであります。

次の頁、20頁をお願いいたします。20頁から29頁、こちらは改正条文になります。

続きまして、別冊で配付しております議案等説明資料をお願いいたします。説明につきましては、この議案等説明資料で説明させていただきます。

議案等説明資料の7頁をお願いいたします。7頁から53頁までが新旧対照表になります。左側が改正前、右側が改正後になります。

戻りまして2頁をお願いいたします。2頁から6頁までが改正条項ごとの説明書になります。今回の改正は施行日がそれぞれ5つに分かれておりますので、施行日、条項順に説明させていただきます。なお、非常に改正条項が多いことから、説明に思いのほか時間を要することになります。また、藤里町に関係あるいは影響がない条項は少ないですが、その説明につきましては省略させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

はじめに、施行日が令和8年4月1日の条項になります。資料2頁は、主に軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正で、これに伴い、軽自動車税種別割についても軽自動車税に名称を変更することになります。第18条の3、納税証明事項から下段、下から3つ目、附則第13条の7、軽自動車税の環境性能割の税率の特例まで、一つ飛んで最後の附則第14条の2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例が、それぞれ条文中の種別割を軽自動車税にする文言の修正、環境性能割に関する条文の削除、この削除による項ずれの調整等になります。環境性能割の廃止の背景といたしましては、米国の関税措置により日本の自動車産業に及ぼす影響を緩和し、自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減・簡素化するためになります。最後に、最下段に記載しておりますが、一つ飛ばしました附則第14条、軽自動車税の種別割の税率の特例の規定につきましては、電気自動車等のグリーン化特例、おおむね税額75%軽減、納期限を2年延長の令和10年3月31日までとする改正になります。

次の頁、3頁をお願いいたします。この3頁と次の頁、4頁は、国民健康保険税の改正の説明になります。先ほどの町長の行政報告にもありましたとおり、児童手当の拡充や妊娠・出産への給付などといった少子化対策の抜本的な強化の財源といたしまして、新しく子ども・子育て支援金制度が創設されたことに伴う改正が主な内容になります。第154条は、課税額の規定であります。国民健康保険税の基礎課税額に含めない費用として子ども・子育て支援納付金を追加し、県が負担する子ども・子育て支援納付金に充てるための課税額を新たに追加するものです。また、課税限度額につきましては、負担能力に応じた保険税負担を求める国の方針に基づきつつ、超過世帯割合の増加を抑えるとともに、区分間のバランスを整える観点から引き上げるものになります。

次の頁、4頁をお願いいたします。下段の課税限度額の表になります。課税限度額の引き上げは、医療給付費分を現行の660千円から1万円を引き上げ670千円とし、子ども・子育て支援納付金は30千円を新たに追加するものです。

すいません、前の頁、3頁にお戻りください。第156条の2は、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額の規定になります。子ども・子育て支援納付金課税額の追加、第158条の7の新設に伴う所要の整備になります。第158条の4、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額から第158条の7、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額までの規定は、子ども・子育て支援納付金の徴収に係る課税額及び算定税率の規定になります。

次の頁、4頁のほうをお願いいたします。中段の追加分税率の表になります。こちらにつきましても、町長の行政報告にもありましたとおり、県から示されておりました標準保険料率算定に基づき決定しました課税額及び算定税率になります。所得割額が0.27%、均等割額が1,350円、18歳以上被保険者均等割額が60円、平等割額が850円になります。

すいません、前の頁、3頁にお戻りください。下段になります。第173条は、国民健康保険税の減額の規定になります。子ども・子育て支援納付金課税額について、軽減に係る減額対象額を定める規定とその規定に未就学均等割を追加するものです。また、出産被保険者の産前産後の期間に係るものについても規定を追加するものになります。第176条は、国民健康保険税の減免の規定になります。令和2年に流行しました新型コロナウイルス感染症に対する減免の規定でございます。感染症の影響により著しく収入が減少した方への減免措置でございますが、藤里町では令和2年に6件、令和3年に1件、令和4年に1件ございました。それ以降はないこと、また、令和5年5月に2類から5類感染症に移行になったことを受けまして、今回の改正でこの規定を廃止するものとなります。

次の頁、4頁をお願いいたします。附則第14条の7、一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例から附則第14条の24、条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税特例までの規定は、第158条の4、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額の新設に伴い、特例の適用対象を追加する所要の整備になります。

次の頁、5頁をお願いいたします。条項2つ飛んで附則第8条の3になります。附則第8条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定になります。こちらは法令改正に伴う改正になります。附則第5条の3は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の規定になります。この条項の削除に伴い、附則第5条の3の2を附則第5条の3とする繰り上げ改正になります。附則第6条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の規定になります。生産農家の経営安定を目的とした特例措置で、適用期限を令和9年度から令和10年度に3年延長する改正になります。附則第14条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例から附則第18条の5、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の住民税の課税の特例までの規定は、地方税法附則第5条の4の削除及びそれに伴う所要の整備になります。続いて施行日が令和9年1月1日の条項になります。第36条の2は、町民税の申告。第36条の3の2は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等の申告書の規定になります。第36条の3の3の改正に伴う項ずれ及び規定の整備になります。第36条の3の3は、個人の町民税に係る公的年金等受給者

の扶養親族申告書の規定になります。申告書の提出義務の範囲の見直しに伴う改正になります。附則第5条の3の2は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除。附則第22条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の規定になります。こちらは適用期限を延長する改正になります。附則第5条の3の2は、改正後のため、附則第5条の3になります。

次の頁、6頁をお願いいたします。こちらは施行日が令和9年4月1日の条項になります。第59条は、固定資産税の免税点の規定になります。固定資産税課税標準となるべき額の免税点ですが、家屋が200千円から300千円、償却資産が1,500千円から1,800千円に引き上げられます。土地につきましては増減はございません。こちらは物価上昇に伴い、固定資産の価格に関する指数が上昇していることをふまえての引き上げになります。次に、施行日が令和10年1月1日の条項になります。第34条の2、寄附金税額控除から附則第7条の2、個人の町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等までの規定は、国の防衛費増額の財源確保による復興特別所得税の課税期間を10年延長する改正と、新たに仮称でございませうが、防衛特別所得税が創設されることに伴う改正になります。附則第15条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の規定になります。特例の見直しと適用期限を3年延長する改正になります。最後になります。金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日が施行日になります。こちらの法案につきましては、4月10日に提出されたもので、5月28日に衆議院の財政金融委員会に付託されておまして、まだ本会議で採決されておられませんため成立していません。よって号数は空白となっており、施行日はまだ確定していません。附則第5条の4は、寄附金税額控除における特例控除額の特例。附則第17条の3は、特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例の規定であります。それぞれ特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う所要の整理・新設になります。

議案の27頁をお願いいたします。議案の27頁、中段になります。附則になります。第1条、施行期日になります。この条例は、公布の日から施行し、改正後の藤里町税条例は、令和8年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。それぞれの規定における施行期日は先ほど説明させていただきましたので、施行期日のみを説明させていただきます。第1号は、令和9年1月1日。第2号は、令和9年4月1日。第3号は、令和10年1月1日。第4号は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日になります。続いて第2条は、

町民税に関する経過措置を規定しております。

次の頁、28頁をお願いいたします。下段になります。第3条は、固定資産税に関する経過措置を規定しております。

次の頁、29頁をお願いいたします。第4条は、軽自動車税に関する経過措置。第5条は、国民健康保険税に関する経過措置を規定しております。

説明は以上であります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（加藤徳良） 本案について質疑を行います。質疑ございませんか。7番 淡路孝也さん

○7番（淡路孝也） 1点だけ確認ということで質問いたします。説明ありましたけども、6頁ですね、説明資料のほうの6頁の施行日のところ、箱枠で囲んでますけども、説明の中で、まだ国会承認かってないということでしたけども、その部分ってどうなりますかね。今、当町としてはね、このとおり提案されておりますけども、国会との関係の部分ですね、これはまあ例えば事前にこういうふうな形で進めることについてですね、この条例については構わないものなのかどうか、そこちょっと1点だけ確認させてください。

○議長（加藤徳良） はい。

○税務会計課長（小山雅章） 7番議員の質問に対して説明します。

このような形で法案提出されて可決していない場合、今までも何件かございました。おそらくですが、この法案につきましては何事もなく可決される見込みですので、通常であれば令和10年1月1日からの施行になると思われま。

○7番（淡路孝也） はい、分かりました。

○議長（加藤徳良） ほかにございませんか。
（「質疑なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） 質疑終了と認めます。

討論を行います。討論ございませんか。
（「討論なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） 討論なしと認めます。

採決いたします。議案第55号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） 異議なしと認めます。よって議案第55号は、原案のとおり可決されました。

○議長（加藤徳良） 日程第11、議案第56号「藤里町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。説明を求めます。町民課長

○町民課長（細田孝広） 議案書の30頁をお願いいたします。議案第56号について説明いたします。「藤里町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」藤里町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。提案理由であります。特定在留カード又は特定特別永住者証明書を用了コンビニ交付サービス利用の開始に伴いまして、所要の改正を行う必要があるため提案するものであります。

議案等説明資料の54頁をお願いいたします。こちらが改正文の新旧対照表になります。第14条第1項につきましては、窓口での印鑑登録証明による証明書の交付、こちらの手続きについて記載しておりまして、今回改正となります第14条の第2項、こちらは印鑑登録の証明のうちコンビニでの交付手続きについて記載したものでございます。旧条例のほうを見ていただきますと、上から3行目、こちらのほうが個人番号カードとあります。こちらがマイナンバーカードになります。こちらのほうと、旧文の中央ほどに「又は移動端末設備」とありますが、こちらがスマートフォンのほうになります。そこからもう4行ほど下のところの「多機能端末機」、こちらがコンビニエンスストアの行政サービス対応の端末になります。上記の個人番号カード、移動端末設備を用いまして多機能端末機器、コンビニエンスストアの行政サービス、こちらにより印鑑登録の証明書を交付を受けるというふうな条文になっております。今回の改正内容につきましては、外国人の在留資格を持つ方に交付される在留カード、特別永住者に交付される特別永住者証明書、こちらがございませけれども、これらをマイナンバーカードと同じ取扱いとなるようマイナンバーカードの機能が付与されるというものでして、そちらが令和8年6月14日からの施行となります。条文のほうにつきましては、そういった部分につきましてはの内容を加えたものでございます。新旧対照表の文章の中央部分に下線のある第2条の2第4項第2号が旧法でございまして、第12条の2第4項第3号となっております改正部分がございませけれども、そちらは在留カードの部分ではございませんで、令和8年5月の下旬に電気通信事業法というものが改正となりまして、その改正に基づきまして条ずれが発生いたしましたので、その条ずれの部分を併せて改正したところでございます。

議案書31頁をお願いいたします。附則 この条例は、令和8年6月14日から施行するものであります。

説明は以上でございませ。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

- 議長（加藤徳良） 本案について質疑を行います。質疑ございませんか。
（「質疑なし」の声あり）
- 議長（加藤徳良） 質疑なしと認めます。
討論を行います。討論ございませんか。
（「討論なし」の声あり）
- 議長（加藤徳良） 討論なしと認めます。
採決いたします。議案第56号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（加藤徳良） 異議なしと認めます。よって議案第56号は、原案のとおり可決されました。
- 議長（加藤徳良） 日程第12、議案第57号「藤里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。説明を求めます。町民課長
- 町民課長（細田孝広） 議案書の32頁お願いいたします。議案第57号について説明いたします。「藤里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」藤里町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。提案理由であります。令和7年度税制改正に伴う給与所得控除の見直しにあたり、所要の改正を行う必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき提案するものであります。
議案等説明資料の56頁をお願いいたします。今回の条例改正につきましては、保険料の減免、こちらについて改正するものであります。第10条中に第4号「その他特別の理由があるとき。」と、第2項に、申請の手続きについて「ただし、町長が特に認める場合は、この限りでない。」というこの項目を加えるものでございます。
次の頁をお願いいたします。条例の第10条につきましては、先ほど第1号から3条まで略とさせていただいておりますが、災害等によって前年と比較して著しく収入が減少、生活が困難と認められるといった形の指定された要件のみというふうになっております。今回のように国の制度改正による一元的な求めに柔軟に対応するため、「特別な理由があるとき」とさせていただいております。今回の措置につきましては令和8年度保険料のみの限定的な取扱いでありますことから、その詳細につきましては、ご覧いただいております藤里町介護保険条例施行規則、こちらを改正することといたしております。施行規則の改正のほうにつきましては、第6条の次ということで、第6条が保険料の減免であります。その次に第36条の

2、令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免、こちらを追加しております。こちらは第1号被保険者及び世帯員を含めた形での介護保険料算定を行いますことから、令和7年度・8年度の市町村民税が非課税の方のうち、介護保険条例の施行規則、こちらに基づきまして令和8年度税制改正を経た形で非課税となった方については課税者とみなされることによりまして、第1号被保険者の令和8年度の保険料の段階が令和7年度の施行令附則第25条の規定の適用がなかった場合の介護保険料段階によりも高い段階になってしまうときは、こちらの施行令附則第25条を適用しない保険料段階にするというものでございます。

議案書33頁をお願いいたします。附則 この条例は、公布の日から施行するものであります。

説明は以上であります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（加藤徳良） 本案について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） なしと認めます。

討論を行います。討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） なしと認めます。

採決いたします。議案第57号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） 異議なしと認めます。よって議案第57号は、原案のとおり可決されました。

○議長（加藤徳良） 日程第13、議案第58号「藤里町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。説明を求めます。総務課長

○総務課長（淡路博之） 議案の34頁をお願いいたします。議案第58号について説明いたします。「藤里町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」藤里町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。提案理由であります。同条例内での引用について整合性を図るため及び条文の整理を行うため提案するものであります。

次の頁をお願いします。こちらは改正する条例の条文となります。

ここで議案等説明資料の最終頁、59頁のほうをお願いいたします。こちらが新旧対照表であります。左が旧、右が新でございます。こちらのほう、適用しているのは今現在おりませんが、観光協会へ会計年度任用職員として派遣している方が適用になっておりました。それで条項のほうにちょっとずれが生じておりましたので、今回整理させていただきたいと思っております。

議案の35頁にお戻りください。附則であります。この条例は、公布の日から施行する。

説明は以上であります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（加藤徳良） 本案について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） 討論なしと認めます。

採決いたします。議案第58号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） 異議なしと認めます。よって議案第58号は、原案のとおり可決されました。

休憩いたします。午後1時から再開いたします。

午前11時58分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長（加藤徳良） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○議長（加藤徳良） 日程第14、議案第59号「字の区域の変更について」を議題といたします。

説明を求めます。総務課長

○総務課長（淡路博之） 議案の36頁お願いします。議案第59号について説明いたします。「字の区域の変更について」本町区域内の字の区域を別紙のとおり変更する。提案理由であります。土地改良事業（矢坂上野地区）の施行に伴い、字の区域の変更を必要とすることから、地方自治法第260条第1項の規定により提案するものであります。

次の頁をお願いします。字界変更調書であります。表左の字の区域に対して右側の字に変更になるというものであります。

次の頁をお願いします。位置図であります。現在土地改良している区域の場所でございます。

次の頁をお願いします。横になりますが、これが字界変更の全体図となります。左下の凡例に示しておりますが、青色が変更前、赤色で表示されているものが新しい字界となります。地番については、今後、換地土によって設定されます。

説明は以上であります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（加藤徳良） 本案について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） 討論なしと認めます。

採決いたします。議案第59号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） 異議なしと認めます。よって議案第59号は、原案のとおり可決されました。

○議長（加藤徳良） 日程第15、議案第60号「町有財産の無償貸付けについて（旧藤里中学校校舎利活用事業）」を議題といたします。説明を求めます。総務課長

○総務課長（淡路博之） 議案の次の頁、40頁お願いいたします。議案第60号について説明いたします。「町有財産の無償貸付けについて（旧藤里中学校校舎利活用事業）」町有財産を次のとおり無償で貸付けする。1. 土地の所在地、地目、地積 藤里町藤琴字草苺野137番地（旧藤里中学校） 部屋番号2-8（105㎡）。2. 貸付の目的 町内コミュニティ活動の振興。3. 貸付の相手 藤里町藤琴字相の図22番地9 まちづくりH o ! 人アイドサット 代表 中嶋智哉。4. 貸付の期間 令和8年7月1日から令和13年3月31日までの4年9か月とするものです。提案理由であります。地方自治法第96条第1項第6号の規定により提案するものであります。

次の頁をお願いします。位置図になります。2階右端でございます。白神ルームとしてあった教室でございます。こちらのほう2-8になります。こちらのほう、今アイドサットが、メンバー14人ほどでございますが、こちらのほう、いろいろな催し物に使った備品、各屋々

で保管してるということでございまして、こちらのほうで保管したということで貸付申請がございました。

説明は以上であります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（加藤徳良） 本案について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） 討論なしと認めます。

採決いたします。議案第60号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） 異議なしと認めます。よって議案第60号は、原案のとおり可決されました。

○議長（加藤徳良） 日程第16、議案第61号「財産の取得について（G I G Aスクールモデルタブレット端末等）」を議題といたします。説明を求めます。教育次長

○教育委員会次長（小山喜之） 議案の42頁をお願いいたします。議案第61号についてご説明いたします。「財産の取得について」次のとおり財産を取得する。1. 取得する財産の名称 G I G Aスクールモデルタブレット端末等。2. 取得する財産の種類、数量 G I G Aスクールモデルタブレット125台、学習活動サポートソフト（60か月）125ライセンス。3. 取得の目的 義務教育学校藤里学園授業用。4. 取得の方法 指名競争入札による契約。5. 取得価格 11,742,500円。6. 取得の相手方 能代市豊祥台1-43 東光コンピュータ・サービス株式会社 能代営業所 所長 菅原鶏二。提案理由であります。地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

次の頁をお願いいたします。43頁は承諾書になります。

次の頁、44頁は物品購入契約書（案）になります。

説明は以上であります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（加藤徳良） 本案について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） 討論なしと認めます。

採決いたします。議案第61号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） 異議なしと認めます。よって議案第61号は、原案のとおり可決されました。

○議長（加藤徳良） 日程第17 議案第63号「令和8年度藤里町一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。説明を求めます。総務課長

○総務課長（淡路博之） 補正予算書、令和8年度（第1号）のほうをお願いいたします。議案第63号について説明いたします。「令和8年度藤里町一般会計補正予算（第1号）」第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ39,655千円を増額し、予算の総額を3,519,655千円とするものであります。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によります。

次の頁をお願いします。こちらが歳入歳出予算補正の表になります。2頁が歳入です。3頁と4頁が歳出になります。

次に5頁をお願いします。地方債の補正であります。起債の目的 5目 過疎対策事業債、限度額76,700千円を6,700千円増やしまして83,400千円とするものでございます。詳細については後ほど後半で説明いたします。

10頁をお願いします。歳入になります。主なものを説明いたします。14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目 総務費国庫補助金、1節の総務費補助金でございます。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。こちら専決予算のほうでも繰り越ししていましたが、あ、専決でなくて繰り越ししていましたが、水道料金2月から6月分までは繰り越し許でやっておりましたが、ここでもう一つ計上したものは、7月から12月まで、こちらのほう基本料金軽減するというので今回計上しております。次に、15款 県支出金、2項 県補助金、5目の教育費補助金でございます。8節の公立小学校等給食費保護者負担軽減事業補助金、こちらのほうは今年度から無償化するというので補助金をいただくことにして

おります。下段です。18款 繰入金、1項 基金繰入金、1目 財政調整基金繰入金でございます。こちらは歳入歳出に合わせたもので16,713千円を増額いたします。

次の頁をお願いします。20款 諸収入、6項 雑収入、5目の雑入でございます。3節の学校給食費徴収金でございます。こちら無償化に伴いまして学校給食費の徴収金を4,342千円減額するものでございます。町債についてです。21款1項 町債、5目の過疎対策事業債でございますが、ソフト事業で移住定住新築の方、あとは中古物件の購入の方1名ずついらっしゃいます。あと、学校給食費の助成に関しまして過疎債があたることとなりますので、6,700千円増額しております。歳入は以上であります。

次の頁をお願いします。歳出になります。今回の補正は、4月の人事異動によるものが主なものでございます。そのほか、中ほどになりますが、2款 総務費、1項 総務管理費、6目の企画費でございます。18節の負担補助及び交付金で、移住定住促進助成金2,600千円、これは新築と、あとは中古物件の購入に係るものでございます。

○議長（加藤徳良） 町民課長

○町民課長（細田孝広） 次の頁お願いいたします。3款 民生費、1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費であります。27節 繰出金といたしまして、国保特会職員給与費等繰出金が2,051千円を計上しております。次に、2節 高齢者福祉費でございますが、同様に27節 繰出金でございますが、介護特会事務費分繰出金といたしまして101千円を計上しております。

○議長（加藤徳良） 生活環境課長

○生活環境課長（村岡徳一） 次の頁をお願いいたします。真ん中よりちょっと下になりますが、4款 衛生費、3項 簡易水道費、1目 簡易水道費ですが、18節の負担金補助及び交付金、こちらのほう先ほど歳入のほうでもお話しありましたけども、水道の基本料金の減免の分ですね、の分として簡易水道事業への補助金として7,112千円計上しております。

○議長（加藤徳良） 商工観光課長

○商工観光課長（齋藤孝子） 次の頁をお願いします。20、21頁です。中ほどの6款 農林水産業費、1項 農業費、6目 林産物特産品振興事業費、10節の需用費の維持修繕費1,248千円ですが、旧まいたけセンターの屋根の一部吹き替え修繕であります。雪害により破損したものであります。保険対応としております。次に、下段の7款 商工費、1項 商工費、3目 観光費、18節 負担金補助及び交付金の東日本鉄道文化財団地方文化事業支援負担金3,000千円ですが、田苗代湿原の木道・木橋の改修事業について、東日本鉄道文化

財団の支援事業が採択されたため、総事業費6,000千円の半分の2分の1の町負担として計上するものであります。そしてその下の地域活性化事業補助金5,230千円は、まいたけ施設を活用した操業支援のほか、ものづくり支援補助金の計上であります。

○議長（加藤徳良） 生活環境課長

○生活環境課長（村岡徳一） 次の頁お願いいたします。22頁、23頁になります。中段になりますけども、9款 消防費、1項 消防費、5目 防災対策費の18節 負担金補助及び交付金、空き家除去推進事業補助金として934千円、これは当初3件分計上しておりましたが、今2件ほどご相談がありまして、対象になりそうだとということで2件分追加で補正しております。

○議長（加藤徳良） 教育次長

○教育委員会次長（小山喜之） 同じく22頁、23頁になります。10款 教育費、1項 教育総務費、3目 教育助成費でございます。20節 貸付金、奨学金貸付金です。こちらは奨学金の貸付額が確定したことにより5,400千円の増額計上となります。

次の頁、24頁、25頁になります。同じく10款 教育費、3項 幼稚園費、1目 幼稚園費、12節 委託料、通園バス運転業務委託料です。こちらは委託契約者が4月末をもって辞められたため、送迎・運行業務を民間委託することに伴います2,744千円の増額計上です。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（加藤徳良） 本案について大綱質問を行います。大綱質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） 大綱質問なしと認めます。

本案は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託します。

○議長（加藤徳良） 日程第18 議案第64号「令和8年度藤里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。説明を求めます。町民課長

○町民課長（細田孝広） 33頁をお願いいたします。議案第64号について説明いたします。「令和8年度藤里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,853千円を増額し、歳入歳出それぞれ376,345千円とする。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次の頁をお願いいたします。こちらが第1表でございます。34頁が歳入、35頁が歳出にな

ります。

次に、40頁、41頁をお願いいたします。歳入でございます。1款1項 国民健康保険税、1目 一般被保険者国民健康保険税、4節 子ども・子育て支援金分現年課税分といたしまして1,802千円の計上でございます。次に、6款 繰入金、1項 他会計繰入金、1目 一般会計繰入金、4節 職員給与費等繰入金といたしまして2,051千円を計上しております。

次の頁をお願いいたします。歳出でございます。3款 国民健康保険事業費納付金、4項1目 子ども・子育て支援納付金分、18節 負担金補助及び交付金といたしまして国保事業費納付金一般被保険者子ども・子育て支援納付金分1,873千円を計上しております。

説明は以上であります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（加藤徳良） 本案について大綱質問を行います。大綱質問ございませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） 大綱質問なしと認めます。

本案は、総務委員会に付託いたします。

○議長（加藤徳良） 日程第19 議案第65号「令和8年度藤里町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。説明を求めます。町民課長

○町民課長（細田孝広） 47頁をお願いいたします。議案第65号について説明いたします。「令和8年度藤里町介護保険特別会計補正予算（第1号）」第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ101千円を増額し、歳入歳出それぞれ641,508千円とする。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次の頁をお願いいたします。こちらが第1表でございます。48頁が歳入、49頁が歳出でございます。

次に、54頁、55頁をお願いいたします。歳入でございます。8款 繰入金、1項 一般会計繰入金、3目 その他一般会計繰入金、1節 事務費繰入金といたしまして事務費繰入金を9千円の減額、職員給与費繰入金を110千円の増額計上としております。

次の頁をお願いいたします。こちらが歳出でございます。

説明は以上であります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（加藤徳良） 本案について大綱質問を行います。大綱質問ございませんか。
（「質疑なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） 大綱質問なしと認めます。

本案は、総務委員会に付託いたします。

○議長（加藤徳良） 日程第20 議案第66号「令和8年度藤里町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。説明を求めます。生活環境課長

○生活環境課長（村岡徳一） 61頁お願いいたします。議案第66号について説明します。「令和8年度藤里町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」第2条 令和8年度藤里町簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入です。第1款 水道事業収益、既決予定額81,208千円、補正予定額50千円、合計81,258千円。支出です。第2款 水道事業費用、既決予定額80,634千円、補正予定額50千円、合計80,684千円。第3条 予算第8条に定めた補助を受ける金額を次のように補正する。一般会計補助金、既決予定額23,374千円、補正予定額7,112千円、合計30,486千円。第4条 予算第5条に定めた起債の目的を次のとおり補正する。起債の目的 補正前 簡易水道事業債、補正後 公営企業施設等整理債。上記、地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき議決を求めるものであります。

66頁、67頁をお願いします。補正予算の実施計画明細になります。収益的収入及び支出の分です。収入ですが、1款1項1目の水道収益、こちらのほうは7,062千円の減額。1款2項3目の一般会計補助金、こちらのほう一般会計からの補助金ですが、赤字補填の基準内繰入れが50千円、水道料金の負担軽減事業ということで先ほど一般会計のほうでもお話しさせていただきましたが、基本料金1,100円の6か月分ですね、7,062千円を計上しております。で、支出のほうです。支出の2款1項4目 総係費になりますけれども、補償金ということで、先日大規模な粕毛地区で断水ありましたが、そのときにお風呂入れないということで、ゆとりあの入館券を皆さんに配付したところですよ。こちらのほうの補償金ということで50千円を計上しております。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（加藤徳良） 本案について大綱質問を行います。大綱質問ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） 大綱質問なしと認めます。

本案は、産業委員会に付託いたします。

○議長（加藤徳良） 日程第21、陳情書の審査を行います。

お手元に配付のとおり陳情書1件が提出されております。直ちに委員会に付託いたします。

陳情書第3号「ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情」については、総務委員会に付託いたします。

○議長（加藤徳良） 以上で本日の日程は議了いたしました。

明日6月10日、2日目は午前10時より本会議を開会いたします。

これをもちまして散会いたします。

午後1時25分 散 会

